

1992年9月11日  
(平成4年)

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 山本 章

土地区画整理事業の換地業務に係るコンピュータ利用について（答申）

1992年（平成4年）8月28日付で諮問された、土地区画整理事業の換地業務に係るコンピュータ利用について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条の規定によるコンピュータ利用を認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、コンピュータ利用の必要性は、次のとおりである。

- ・ 現在、本市が施行している土地区画整理事業は6地区であるが、これらに伴う業務の中で、特に換地業務においては、権利調査に始まり基準地積の決定、換地設計、仮換地指定、換地計画、換地処分、清算、登記と、その事務内容は複雑、多岐にわたっている。
- ・ これらの事務はすべて手作業により行っているが、施行区域の規模によっては権利者数や土地の筆数は相当なものとなり、また事業期間も15年から20年という永い年月を要し、この間土地の分合筆や権利の変動も盛んに行われるため、その事務量は膨大なものとなっている。
- ・ このため、これら換地業務に係る一連の事務をコンピュータ化し、事務の効率化、正確化を図るとともに、権利者との十分な折衝や諸証明等の迅速な発行を可能にすることにより、市民サービスの向上を図り、事業の推進に資するものである。
- ・ なお、今回のコンピュータ化は、北部第二（二地区）及び柄沢地区の区画整理事業であるが、今後施行する事業についても必要に応じて導入する予定であり、それらについても内容は基本的に同じものであるため、あわせて承認を得

るものとしたい。

### 3 審議会の判断理由

以下のことから、コンピュータ利用を認めるものである。

- ・ コンピュータ利用の必要性
  - ① 土地区画整理事業は、秩序ある市街地形成をすすめるために重要であると同時に、関係地域住民の利害が伴う極めて複雑な事業であり、中でも換地業務に伴う事務においては、より高度な判断、正確な事務処理が必要であるといえる。
  - ② 現行の処理方法では、繁雑に生じる土地の分合筆や権利の変動に迅速に対応することは困難であり、また、多種多様な事務処理に相当の時間を要し、事業の円滑な推進が困難であると認められるため、コンピュータを利用する必要性が認められる。
- ・ 取扱う個人情報の範囲

コンピュータに入力される項目は、土地登記簿謄本に記載された所有権に関する事項のほか、仮換地に関する事項、区画整理審議会の選挙人に関する基本的事項、保留地に関する事項及び換地計画に関する事項となっているが、これらは本業務における必要最小限の項目であると認められる。
- ・ 他のファイルとの結合

本業務は、各事業主管課において単体のパソコンを使用する独立したシステムであるため、他のファイルとの結合による個人情報の加工処理はされないと考えられる。
- ・ 安全対策

本業務の処理にあたっては、「土地区画整理換地業務に係る個人情報取扱い要領」に基づき、機器の利用者を限定したうえで、個人ごとにパスワードを設定するほか、機器の設置場所についても充分考慮するなど、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

### 4 審議会の意見

本答申においては、今後、さらに展開される事業も含め包括的に承認するものであるが、それらについては、その都度、個人情報取扱業務届出書によりその内容を報告されたい。

以 上